

社会福祉法人新芽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新芽会 定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員等のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 この法人は、評議員に定款8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬額は、別表2及び、別表3に定める額とする。

- 2 理事長の報酬については、別表1に定める額とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表2に定める報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2に定める報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 理事長としての立場を有するものに対しては、出席報酬等は支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 6 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、また評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

第 7 条 役員及び評議員の費用は別表 4 に定めるものとし、法人業務のため出張する場合は、別表 3 に定める報酬及び旅費等を支給することができる。ただし、役員で職員としての立場を有するものに対しては、給与規程に基づき旅費が支払われるものとし、別表 3 に定める費用弁償には該当しない。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

役職名	報酬額/月額
理事長	300,000 円

別表 2

役職名	職務内容	報酬額
評議員	評議員会への出席	5,157 円
理事	理事会等会議への出席	5,157 円
監事	理事会等会議への出席	5,157 円
評議員選任・解任委員	会議等への出席	5,157 円

別表 3

役職名	職務内容	報酬額
評議員	勤務報酬	5,157 円
	費用弁償	実費
理事	勤務報酬	5,157 円
	費用弁償	実費
監事	勤務報酬	5,157 円
	費用弁償	実費

※出張による勤務報酬は福岡県・佐賀県への出張は支給しない。

別表 4

旅費	宿泊費	その他